

1 3 介護老人保健施設

(1) 令和6年度報酬改定で変更があった加算（根拠法令）

令和6年度報酬改定で要件の変更及び追加となった加算は以下のとおりです。加算を取得する際は算定要件の確認をお願いします。

- ・高齡者虐待防止措置未実施減算（新設）

H12 厚告 21 別表 2-1 注 5、H12 老企 40 第 2 の 6（9）、H27 厚労告 95 八十九の二の二

- ・業務継続計画未策定減算（新設）

H12 厚告 21 別表 2-1 注 6、H12 老企 40 第 2 の 6（10）、H27 厚労告 95 八十九の二の三

- ・短期集中リハビリテーション実施加算

H12 厚告 21 別表 2-1 注 9、H12 老企 40 第 2 の 6（14）

- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算

H12 厚告 21 別表 2-1 注 10、H12 老企 40 第 2 の 6（15）、H27 厚労告 96 五十八

- ・ターミナルケア加算

H12 厚告 21 別表 2-1 注 17、H12 老企 40 第 2 の 6（20）、H27 厚労告 94 六十五

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算

H12 厚告 21 別表 2-1 注 20、H12 老企 40 第 2 の 6（2）（3）、H27 厚労告 95 九十

- ・初期加算

H12 厚告 21 別表 2-1 ハ、H12 老企 40 第 2 の 6（21）

- ・退所時栄養情報連携加算

H12 厚告 21 別表 2-1 ニ、H12 老企 40 第 2 の 6（22）、H27 厚労告 94 六十五の二

- ・再入所時栄養連携加算

H12 厚告 21 別表 2-1 ホ、H12 老企 40 第 2 の 6（23）、H27 厚労告 95 六十五の二、H27 厚労告 94 六十五の二

- ・退所時等支援等加算

H12 厚告 21 別表 2-1 ト、H12 老企 40 第 2 の 6（25）

- ・協力医療機関連携加算（新設）

H12 厚告 21 別表 2-1 チ、H12 老企 40 第 2 の 6（27）、H27 厚労告 95 九十の二

- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算

H12 厚告 21 別表 2-1 ヨ、H12 老企 40 第 2 の 6（34）～（36）、H27 厚労告 95

九十一の二

- ・特定疾患施設療養費

H12 厚告 21 別表 2-1 レ、H12 老企 40 第 2 の 6 (38) (39)、H27 厚労告 95 九十二、H27 厚労告 94 六十八

- ・認知症チームケア推進加算（新設）

H12 厚告 21 別表 2-1 ツ、H12 老企 40 第 2 の 6 (41)、H27 厚労告 95 五十八の五の二、H27 厚労告 94 七十

- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

H12 厚告 21 別表 2-1 ナ、H12 老企 40 第 2 の 6 (43)、H27 厚労告 95 九十の二

- ・排せつ支援加算

H12 厚告 21 別表 2-1 ム、H12 老企 40 第 2 の 6 (45)、H27 厚労告 95 七十一の三

- ・自立支援促進加算

H12 厚告 21 別表 2-1 ウ、H12 老企 40 第 2 の 5 (46)、H27 厚労告 95 七十一の四

- ・科学的介護推進体制加算

H12 厚告 21 別表 2-1 缶、H12 老企 40 第 2 の 5 (47)、H27 厚労告 95 九十二の三

- ・高齢者施設等感染対策向上加算（新設）

H12 厚告 21 別表 2-1 オ、H12 老企 40 第 2 の 6 (49) (50)、H27 厚労告 95 九十二の四

- ・新興感染症等施設療養費（新設）

H12 厚告 21 別表 2-1 ク、H12 老企 40 第 2 の 6 (51)

- ・生産性向上推進体制加算（新設）

H12 厚告 21 別表 2-1 ヤ、H12 老企 40 第 2 の 6 (52)、H27 厚労告 95 九十二の五

- ・介護職員等処遇改善加算

H12 厚告 21 別表 2-1 ケ、H12 老企 40 第 2 の 6 (54)、H27 厚労告 95 九十四

（２）基本報酬及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算

★ 対象サービス…介護老人保健施設

令和 6 年度の報酬改定では、在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件について、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を更に推進する観点から、「**入所前後訪問指導割合**」、「**退所前後訪問指導割合**」に係る指標の区分基準の引き上げ、並びに、**支援相談員の配置割合に係る指標について、支援相談員として社会福祉士を配置していることを評価する**見直しが行われました。

また、基本報酬について、在宅復帰・在宅療養支援機能に係る指標の見直しを踏まえ、施設類型ごと適切な水準にする見直しも行われました。

2. (2) ④ 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進①

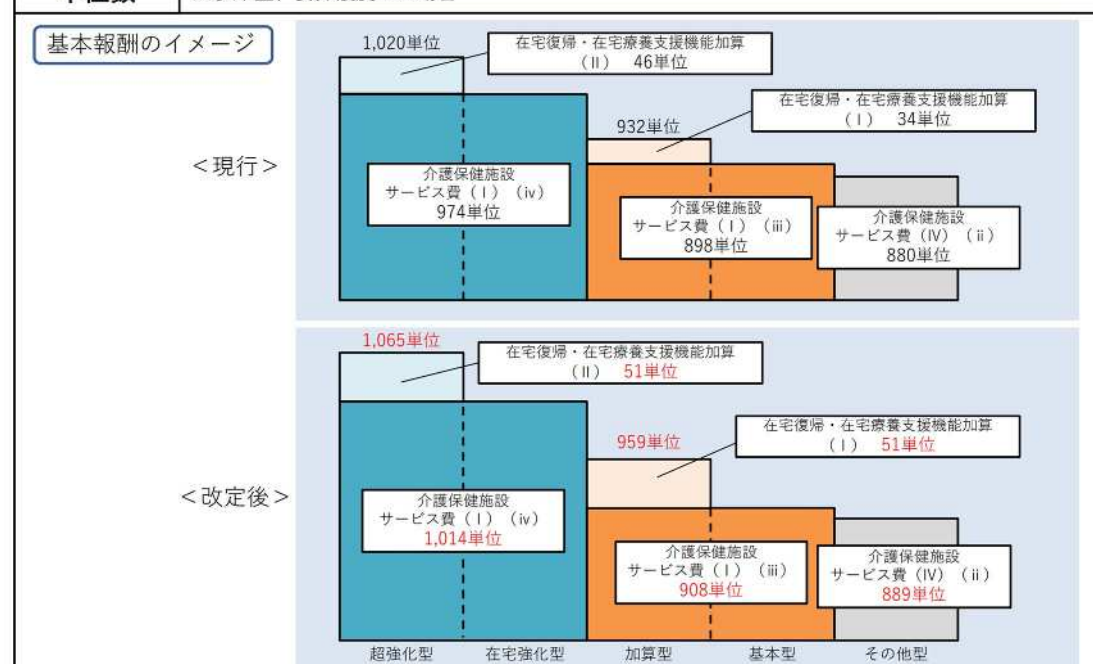
概要	【介護老人保健施設】
○ 在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件について、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を更に推進する観点から、指標の取得状況等も踏まえ、以下の見直しを行う。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】 ア 入所前後訪問指導割合に係る指標について、それぞれの区分の基準を引き上げる。 イ 退所前後訪問指導割合に係る指標について、それぞれの区分の基準を引き上げる。 ウ 支援相談員の配置割合に係る指標について、支援相談員として社会福祉士を配置していることを評価する。 ○ また、基本報酬について、在宅復帰・在宅療養支援機能に係る指標の見直しを踏まえ、施設類型ごとに適切な水準に見直しを行うこととする。	

算定要件等 ※下線部が見直し箇所

在宅復帰・在宅療養支援等指標：下記評価項目（①～⑩）について、項目に応じた値を足し合わせた値（最高値：90）			
①在宅復帰率	50%超 20	30%超 10	30%以下 0
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上 10	5%未満 0
③入所前後訪問指導割合	30%以上 10 ⇒ <u>35%以上 10</u>	10%以上 5 ⇒ <u>15%以上 5</u>	10%未満 0 ⇒ <u>15%未満 0</u>
④退所前後訪問指導割合	30%以上 10 ⇒ <u>35%以上 10</u>	10%以上 5 ⇒ <u>15%以上 5</u>	10%未満 0 ⇒ <u>15%未満 0</u>
⑤居宅サービスの実施数	3サービス 5	2サービス（訪問リハビリテーションを含む） 3	2サービス 1 0、1サービス 0
⑥リハ専門職の配置割合	5以上（PT,OT,STいずれも配置） 5	5以上 3	3以上 2 3未満 0
⑦支援相談員の配置割合	3以上 5 ⇒ <u>3以上（社会福祉士の配置あり） 5</u>	（設定なし） ⇒ <u>3以上（社会福祉士の配置なし） 3</u>	2以上 3 ⇒ <u>2以上 1</u> 2未満 0
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 5	35%以上 3	35%未満 0
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0
⑩経管栄養の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0

2. (2) ④ 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進②

単位数 ※多床室、要介護度3の場合



(参考) 根拠法令等

H27 厚労告 95 厚生労働大臣が定める基準

九十 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

イ 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）の基準

(1) 次に掲げる算式により算定した数が四十以上であること。

$$A + B + C + D + E + F + G + H + I + J$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 算定日が属する月の前六月間において退所者のうち、居宅において介護を受けることとなったもの**（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の五十を超える場合にあっては二十、百分の五十以下であり、かつ、百分の三十を超える場合にあっては十、百分の三十以下であった場合にあっては零となる数
- B** 三十・四を当該施設の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であった場合は二十、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上であった場合は十、百分の五未満であった場合は零となる数
- C** 入所者のうち、**入所期間が一月を超えると見込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定**（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合も含む。）を行った者の占める割合が百分の三十以上であった場合は十、百分の三十未満であり、かつ、百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であった場合は零となる数
- D** 入所者のうち、**入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者**（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。）の占める割合が百分の三十以上であった場合は十、百分の三十未満であり、かつ、百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であった場合は零となる数
- E** 法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は五、**いずれか二種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施しているときは三、いずれか二種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施していないときは一、いずれか一種のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数**

F 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が、**五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に百を乗じた数がそれぞれ〇・二以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、三未満である場合は零となる数**

G 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上の場合は五、三未満であり、かつ、二以上の場合は三、二未満の場合は零となる数

H 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、**要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者**の占める割合が百分の五十以上であった場合は五、百分の五十未満であり、かつ、百分の三十五以上であった場合は三、百分の三十五未満であった場合は零となる数

I 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、**喀（かく）痰（たん）吸引が実施された者**の占める割合が百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上であった場合は三、百分の五未満であった場合は零となる数

J 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、**経管栄養が実施された者**の占める割合が百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上であった場合は三、百分の五未満であった場合は零となる数

(2) **地域に貢献する活動を行っていること。**

＜Q & A＞平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1)

問 101 平成 30 年度介護報酬改定において見直された介護保健施設サービス費（I）及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算を算定する介護老人保健施設における在宅復帰在宅療養支援等評価指標等の要件については、**都道府県への届出を毎月行う必要があるのか。**また、算定要件を満たさなくなった場合は、基本施設サービス費及び加算の算定はどのように取り扱うのか。

答 101 在宅復帰在宅療養支援等評価指標として算出される数が報酬上の評価における区分変更を必要としない範囲での変化等、**軽微な変更であれば毎月の届出は不要である。**

例えば、在宅復帰在宅療養支援等評価指標が 24 から 36 に変化した場合には、区分の変更が生じない範囲での変化となる。一方で、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）を算定している施設について、在宅復帰在宅療養支援等評価指標が 4 2 から 3 8 に変化した場合には、区分の変更が生じる範囲での変化となる。

ただし、要件を満たさなくなった場合、その翌月は、その要件を満たすものとなるよう必要な対応を行うこととし、それでも満たさない場合には、満たさなくなった翌々月に届出を行い、当該届出を行った月から当該施設に該当する基本施設サービス費及び加算を算定する。なお、満たさなくなった翌月末において、要件を

満たした場合には翌々月の届出は不要である。

また、在宅強化型から基本型の介護保健施設サービス費を算定することとなった場合に、当該施設の取組状況において、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）の算定要件を満たせば、当該変更月より在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）を算定できる。

なお、算定要件を満たさなくなった場合の取扱いについては、平成 30 年度介護報酬改定前の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ⅰ）又は（ⅲ）（改定前の従来型）については、改定後の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ⅰ）又は（ⅲ）（改定後の基本型）と、改定前の在宅復帰・在宅療養支援機能加算については、改定後の在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）と、改定前の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ⅱ）又は（ⅳ）（改定前の在宅強化型）については、改定後の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ⅱ）又は（ⅳ）（改定後の在宅強化型）とみなして取り扱うこととする。

問 102 基本型の基本施設サービス費を算定していたが、**要件を満たしたため在宅強化型の基本施設サービス費を算定することとなった場合、入所日は、新たに在宅強化型の介護老人保健施設の基本施設サービス費の算定を開始した日となるのか。**

答 102 入所者の入所中に、介護老人保健施設の基本施設サービス費の種類が変更となった場合であっても、**当該入所者の入所日は、基本施設サービス費が変わる前の入所日である。なお、短期集中リハビリテーション実施加算等の起算日についても同様の取扱いとなる。**

問 103 介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の要件における**「算定日が属する月の前 6 月間」及び「算定日が属する月の前 3 月間」とはどの範囲**なのか。

答 103 介護保健施設サービス費（Ⅰ）においては、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものであり、**「算定日が属する月の前 6 月間」又は「算定日が属する月の前 3 月間」とは、算定を開始する月の前月を含む前 6 月間又は前 3 月間のことをいう。**

ただし、算定を開始する月の前月末の状況を届け出ることが困難である場合は、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき前月に届出を行う取扱いとしても差し支えない。

なお、在宅復帰・在宅療養支援機能加算及び介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費についても同様の取扱いである。

（参考）平成 30 年 6 月から算定を開始する場合

- ・算定日が属する月の前 6 月間…平成 29 年 12 月から平成 30 年 5 月まで
（算定を開始する月の前月末の状況を届け出ることが困難である場合は、平成 29 年 11 月から平成 30 年 4 月まで）

- ・算定日が属する月の前3月間…平成30年3月から5月まで
- ※ 平成24年Q&A（平成24年3月16日）問199の修正。

問104 平成29年5月1日以降に開設された介護老人保健施設であって、現に在宅復帰・在宅療養支援機能を発揮するため努力をしている施設及び**平成30年4月1日以降に開設される介護老人保健施設について、介護保健施設サービス費（Ⅰ）又は在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定要件における実績は、どのように取り扱うのか。**

答104 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援等指標を丁寧に把握するためには、算定要件における実績を算出するための期間を十分に設け判定することが重要である。

そのため、平成29年4月1日以降に開設された介護老人保健施設及び平成30年4月1日以降に開設される介護老人保健施設のうち、在宅復帰・在宅療養支援機能を発揮するため必要な取り組みを行う施設については、**開設日が属する月から1年間に限り、基本型の基本施設サービス費を算定可能とする。また、当該1年間を超えて、引き続き基本型の基本施設サービス費を算定する場合にあっては、改めて体制を届け出る必要がある。**

例えば、平成29年6月中に開設した介護老人保健施設であって、在宅復帰・在宅療養支援機能を発揮するため必要な取り組みを行っている施設については、基本型の基本施設サービス費の算定要件の適否を問わず、平成30年5月末まで基本型の基本施設サービス費を算定することが可能。

ただし、開設後1年間に満たない場合において、算定要件における実績を算出するための期間を満たした上で、在宅強化型の基本施設サービス費又は在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定要件を満たす場合については、届け出の規定に従い、適切な基本施設サービス費等の届出を行うことができる。

令和5年9月15日 連名事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

問1 **介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いが可能か（令和7年3月31日まで）。**

答1 可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

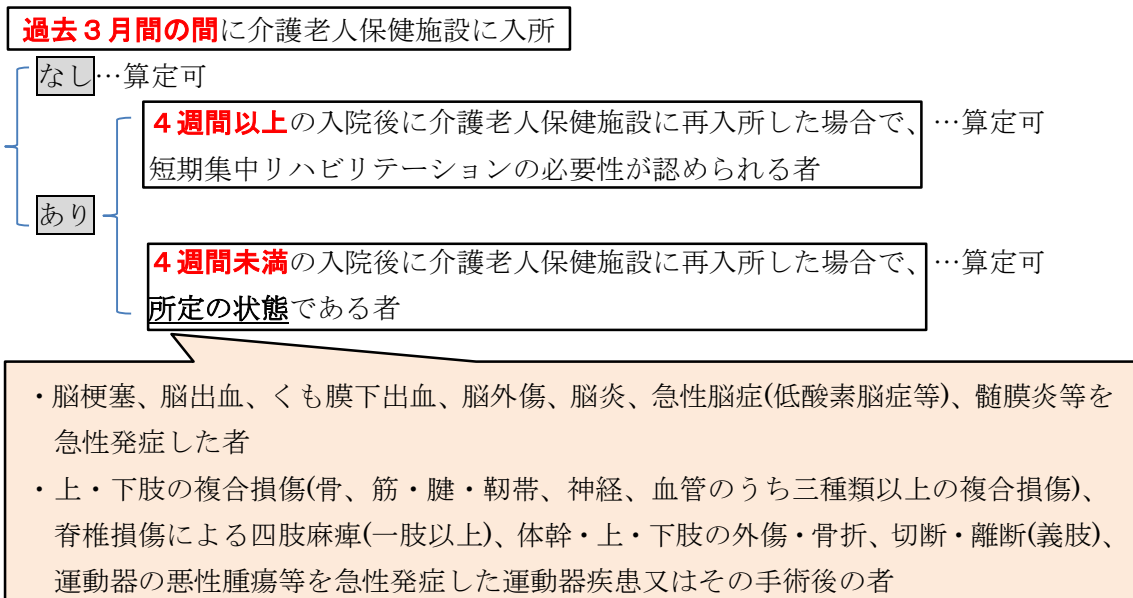
(3) 短期集中リハビリテーション実施加算

★ 対象サービス…介護老人保健施設

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その「**入所の日から起算して3月以内の期間**」に、「**20分以上の個別リハビリテーション**」を「**1週につきおおむね3日以上**」実施する場合、実施した1日ごとに加算を算定することが出来ます。(加えて、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行い、評価結果等の情報を厚生労働省に提出している場合は、加算Ⅰが算定可能です。)

また、本加算は、令和6年度介護報酬改定により、効果的なリハビリテーションを推進する観点から、ADL等の評価を行う取組等を評価する**新たな区分((Ⅰ)・(Ⅱ))**が設けられました。

なお、**認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合であっても、別途当該リハビリテーションの必要性があり、別単位として、それぞれのリハビリテーションが行われていれば、同日に重複して算定が可能**です。



概要	【介護老人保健施設】
○ 短期集中リハビリテーション実施加算について、効果的なリハビリテーションを推進する観点から、以下の取組を評価する新たな区分を設ける。 ア 原則として入所時及び月1回以上ADL等の評価を行った上で、必要に応じてリハビリテーション実施計画を見直していること。 イ アにおいて評価したADL等のデータについて、LIFEを用いて提出し、必要に応じて提出した情報を活用していること。 ○ また、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。 【告示改正】	
単位数	
<現行> 短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日 ※算定期間は入所後3月以内	
<改定後> 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 258単位/日 （新設） 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 200単位/日 （変更）	
算定要件等	
<短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）> （新設） ○ 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。 <短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）> （現行と同じ） ○ 入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っていること。	

（参考）根拠法令等

H12 老企 40 第2の6 (14)

短期集中リハビリテーション実施加算について

①～④ （略）

⑤ **短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）**は、入所者に対して、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行うこととする。

⑥ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務 処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じたリハビリテーション計画の作成（Plan）、当該計画に基づくリハビリテーションの実施（Do）当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する 能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

＜Q & A＞平成 18 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 4)

問 4 老健施設の短期入所療養介護を利用していた者が連続して当該老健施設に入所した場合について、短期集中リハビリテーション実施加算の起算日はいつか。

答 4 短期入所の後、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった**疾患等に変更が無く、施設入所に移行した場合にあっては、当該加算の起算日は直前の短期入所療養介護の入所日から**となる。（初期加算の算定に準じて取り扱われたい。）

＜Q & A＞平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)

問 211 「過去 3 月の間に介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できる」こととされたが、過去 3 月間に別の介護老人保健施設に入所していても、短期集中リハビリテーション実施加算を算定しなかった場合は算定できるのか。

答 211 短期集中リハビリテーション実施加算の**算定の有無にかかわらず、過去 3 月の間に介護老人保健施設に入所したことがある場合には算定できない。**

(4) 室料相当額控除について

★ 対象サービス…介護老人保健施設、介護医療院

多床室の室料負担について

- ◆ 多床室の室料負担については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、予算編成過程において検討することとしていた。
- ◆ 大臣折衝事項に基づき、在宅との負担の公平性、各施設の機能、生活環境や利用実態等に関するこれまでの介護給付費分科会における議論を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

1. 室料負担を求める多床室の入所者について

- ・ Ⅱ型介護医療院(※1)の多床室の入所者
- ・ 「その他型」(※2)及び「療養型」(※3)の介護老人保健施設の多床室の入所者
- ・ いずれも8㎡/人以上に限る。

※1：Ⅰ型は介護療養型医療施設、Ⅱ型は介護老人保健施設を参考に人員基準等を設定

※2：超強化型、在宅強化型、加算型、基本型のいずれに関する要件も満たさない介護老人保健施設

※3：平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に療養病床等から移行して開設した介護老人保健施設

2. 室料として負担いただく額について

- ・ 月額8千円相当（ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。）

3. 施行時期について

- ・ 多床室を利用している方等に対して、十分な周知期間を確保する観点から、令和7年8月とする。

※：引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。

(参考) 根拠法令等

H12 老企 40 第2の6 (12)

室料相当額控除について 令和7年8月以降、次に掲げる要件に該当する場合、多床室の利用者に係る介護保健施設サービス費について、室料相当額を控除することとする。

- ① 当該介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上であること。なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。
- ② 令和7年8月から令和9年7月までの間は、令和6年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。

令和9年8月以降は、算定日が属する計画期間の前の計画期間（算定日が計画期間の開始後4月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間）の最終年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多いこと。

具体的には、令和9年8月から令和12年7月までの間は、令和8年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。